

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年6月10日 14時18分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島北西方沖 新井港防波堤灯台から真方位087° 5.4海里付近 (概位 北緯35° 41.8′ 東経135° 25.0′)
事故の概要	遊漁船宮本丸は、船首を東方に向けて錨泊中、また、遊漁船誠宝丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年7月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 宮本丸、4.8トン KT3-10678（漁船登録番号）、個人所有 第251-18911号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 誠宝丸、4.5トン KT3-12331（漁船登録番号）、個人所有 第251-9628号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口、同部ブルワークに破損等 B 船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、冠島北西方沖で船首を東方に向け、機関を停止して錨泊し、遊漁を始めた。 船長Aは、操縦席に座っていたところ、右舷方からA船に向かってくる遊漁船のB船を視認したが、ふだんから同業の船が釣果や潮の状態を聞きに来ることがあったので、今回も同様の目的で近づいて来ていると思い、釣り客の様子を見ながら錨泊を続けた。 船長Aは、B船が右舷方約100mまで接近しても針路及び速力を変える様子がなかったので、衝突の危険を感じ、右舷船首部で遊漁をしていた釣り客を船尾部に避難させていたところ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、B船が接近するまでに汽笛を吹鳴して注意喚起を行えば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、船長Bが操舵スタンドの前に立って手動操舵で操船に当たり、冠島北西方沖の釣

	<p>り場に向け、出港後、約23km/hの対地速力で北進を続けていた。</p> <p>船長Bは、釣り場に近づいたので、GPSプロッターに入力していた釣り場の位置を確認しようと下を向き、GPSプロッター画面を見ながら同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、船首部に座っていた釣り客の「船長、前」という声を聞いて船首方を見た際、至近にA船を認めたがどうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報しなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首を東方に向けて錨泊中、船長Aが、接近するB船を視認した際、B船が釣果や潮の状態を聞きに近づいて来ていると思って錨泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機を逸し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんから同業の船が釣果や潮の状態を聞きに来ることがあったことから、B船も同様の目的で近づいて来ていると思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、北進中、船長Bが、釣り場の位置を確認しようと下を向いてGPSプロッター画面を見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で錨泊中のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が船首を東方に向けて錨泊中、B船が北進中、船長Aが、B船が釣果や潮の状態を聞きに近づいて来ていると思って錨泊を続け、また、船長Bが、釣り場の位置を確認しようと下を向いてGPSプロッター画面を見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、錨泊中に接近する他船を認めた場合、継続して見張りを行うとともに余裕のある時機に汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行い、必要に応じて移動するなど衝突を避けるための措置を講じること。 ・船長は、航行中、航海計器のみに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。